

平成30年1月22日

各 位

株式会社 神奈川銀行

神奈川労働局との「働き方改革に係る包括連携に関する協定」の締結について

株式会社神奈川銀行(頭取 三村 智之)は、神奈川県内の企業の働き方改革及び労働生産性向上の一層の支援を進めるため、神奈川労働局(局長 姉崎 猛)と平成30年1月22日に「働き方改革に係る包括連携に関する協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

記

【協定締結により期待される効果】

○当行は、お取引先企業からの経営や労務に関する相談について、神奈川労働局との連携により、企業価値向上につながる情報やアドバイスの提供など取引先企業のニーズに応えることができます。また、神奈川労働局は、当行の経営サポート機能やお取引先企業とのネットワークを活用することにより、中小企業事業主が必要とする各種支援策や労働関係施策の情報を提供することができます。

こうした取組を通じ、神奈川県内の働き方改革及び地域企業振興の推進を図ってまいります。

【主な連携事項】

- ①労働生産性の向上に関する事
- ②労働者の処遇の改善、ワーク・ライフ・バランスの推進その他の働き方改革に関する事
- ③多様な働き方に関する事
- ④雇用の促進及び安定に関する事
- ⑤人材育成に関する事

以 上

<本件に関するお問合せ先>
神奈川銀行 総合企画部
TEL 045-261-2641